## 14世紀の公武関係 朝幕関係と室町幕府

皇位継承争いのもとにおける国制 の再構築 (縮約 補訂

#### 永 遵 嗣

か」といった点について、 関わらず、幕府体制が必ずしも不安定化しない理由は何処にあるの 偏向しているため、 化』という現象が顕れるのか」「義詮の親裁は、 期であったとみなされている。 で捉えられており、 四世紀の室町幕府政治は「将軍権力の『親裁化』」という流 諸国武士の利害と対立する傾向があったのにも 第三四半期における足利義詮の親裁が重要な画 満足な説明ができず、 しかし、「なぜ義詮の時期に 永年、 寺社本所領保護に 苦心してき 『親裁

た。考えるところをお話しして、皆様の御教示を得たい。 まず最初に、「14世紀の公武関係・朝幕関係」という、 奇妙な論

盛んに用いられているが、 題を提示した理由を御説明しておきたい。 朝幕関係」という語は、「朝廷と幕府との関係」を指す語彙として この講演では、「公武関係」という語彙を、 普通は同義に用いられている。 周知の通り、 領有秩序や国制の 「公武関係 な

149

有秩序は「荘園公領制」という語で表現されている。石井進氏が指

かで朝廷・幕府が占める位置に関わる語として用いる。

鎌倉期の領

がる。 幹になる。 わる位置にあった。一四世紀を通じて、 国衙」の系列が基幹で、「幕府-守護所」の系列はこれに間接的に関 摘されたとおり、 この問題群に「公武関係」の語をあてたい。 田沼睦氏・川岡勉氏らの「室町幕府・守護体制」論に 鎌倉期の国制では、 公領に立脚する「朝廷-諸 前者が実態を失い後者が基

「寺社本所一円領・武家領」体制という概念と、「室町期荘園制」と いう概念とが、提起されている。 は調整があっただろう。これに「朝幕関係」という語をあてたい。 このような領有秩序・国制の変化について、朝廷と幕府との間に 四世紀を通じて現出する新しい領有秩序を説明する概念として、

とする。 型が立てられ、 期に軍役賦課単位として「武家領」に加えて「寺社本所 領有秩序に対する幕府の関与の契機を軍役に求める。モンゴル戦争 前者は工藤敬 がんらい、 一四世紀に幕府の所領保護の二つの対象類型になる 一氏の着想をもとに高橋典幸氏が示された概念で、(5) 「荘園公領制」と共存する戦時徴税体制であっ

尊氏が将軍になる年で、

光明天皇大嘗会米が、「寺社本所一円領・武家領」の二類型で課さた。高橋典幸氏・松永和浩氏は、一三三八(建武五・暦応元)年の

国司ではなく守護が徴税したことに着目された。一三三八年は

室町幕府は鎌倉期の秩序を継承したという。

三五一(観応二)年六月の足利義詮執政開始後、幕府法務が「武家社本所領」「武家領」の区分は室町幕府成立後にできたとされ、一「室町期荘園制」という概念は、井原今朝男氏が提唱された。「寺

両説とも「荘園公領制」概念から「公領」概念を除いたもので、二)年以降、寺社本所領の内部秩序を改編したとされる。

領」をさしおいて「寺社本所領」保護に偏向し、一三五七

(延文

五二年の「正平一統」前後とみられる。検討すべき問題点にあたる。在三年の「正平一統」前後とみられる。検討すべき問題点にあたる。本所領」の一部(給主収税地)になる。転換の年代観も、一三三八本所領」の一部(給主収税地)になる。転換の年代観も、一三三八本所領」の一部(給主収税地)に含まれ、井原説では国衙領が「寺社は守護の国務関与を禁じ国司の税務を保護している。足利直義はは守護の国務関与を禁じ国司の代表としい。終末は一三五一年とに分かれている。を討している。

に継承されることなく消滅したという問題が考慮に値する。本園整理のような、私領を国領に回収する国司の活動が、守護士たちからの役徴収が実現している実態との間で整合性を欠いてい精査された点が貴重だが、「武家領保護の消滅」という結論は、武検証である。井原説は室町幕府の寺社本所領保護を実定法に即して点があるが、徴税に見合う武士所領に対する保護ということは、未点があるが、徴税に見合う武士所領に対する保護ということは、未

高橋説には守護が一国平均役を徴収するようになる淵源を示す利

であり、「平時体制」構想が絡むからである。講和交渉は南朝への無視できない。講和交渉は「戦時から平時への移行に関わる交渉」幕府と北朝との関係に「朝幕関係」の語をあてる。しかし、後者も南朝との講和交渉という、ふたつの交渉が存在した。通常は、前者、一四世紀の「朝幕関係」には、幕府と北朝朝廷との交渉、幕府と一四世紀の「朝幕関係」には、幕府と北朝朝廷との交渉、幕府と

て、尊氏は後醍醐との和睦交渉の再開を期待しつづけた。「公武関係」構想を提起したと思われることを述べた。一三三八年にかけて、尊氏は後醍醐に「諸国々衙」多数を進上する和睦条件、「公武て、尊氏は後醍醐に「諸国々衙」多数を進上する和睦条件、「公武で、尊氏は後醍醐に「諸国々衙」多数を進上する和睦条件、「公武で、真正、「公武関係」構想の提案を包含している、ということである。

けてみる視角に有効性があるのではないか。これが着眼点である。期と北朝を重視する時期とが入れ替わる「朝幕関係」とを、関連づ係」構想とが異なっていたということと、幕府が南朝を重視する時幕府の南朝に対する「公武関係」構想と北朝に対する「公武関係」

# 権限・権益の奪取」論から「業務肩代わり」論へ

変化について、御説明しておきたい。 次に、収税権・税務をみるうえで関わってくる、近年の問題観の

広橋兼宣が蔵人であった子息資光の綸旨起草について指導した内

朝廷が国司に課す「国役」である「諸国采女養料」

の徴

定的な作業仮説であることをお断りしておく。

容を記す。

て支えられていて次第に制度化してゆくという、「公武合体」化の を対していて次第に制度化してゆくという、「公武合体」化の です。 (2) 松永和浩氏・久水俊和氏が、朝廷儀式費用が幕府からの献納によっ 観に替えて、「業務の肩代わり」という問題観が台頭しつつある。 (2) 松永和浩氏・久水俊和氏が、朝廷儀式費用が幕府からの献納によっ でする。 (2) 松永和浩氏・久水俊和氏が、朝廷儀式費用が幕府からの献納によっ でする。 (2) という問題観が台頭しつつある。 (3) という問題観が台頭しつつある。 (4) という問題観が台頭しつつある。 (5)

納物で、一国あたり数貫文の比較的少額の税目であった。てみたい。「諸国采女養料」は古代の「養物」に由来する国司の上久水俊和氏の紹介されている「諸国采女養料」という税目を例示し国司税務の衰退と守護の「肩代わり」を示す端的な事例として、国司税務の衰退と守護の「肩代わり」を示す端的な事例として、

趨勢を解明されたことが大きい。

官名字(広橋資光)

美濃守殿

十月十七日

与事也、於御一族(足利一門のこと)之輩者、可存故実者哉与者也、将又、於信濃国者、室町殿御分国也、無左右不可書汰、一向付守護所云々、雖然於有吏務之号国者、猶尋究可書采女養料御教書所望候間、任例所書給也、近来不及国司之沙

礼に配慮する、とある。真の宛所は守護、という認識だった。い。守護が足利一門の場合、国守名義の宛所に上所を付すなど書札い。守護が足利一門の場合、国守名義の宛所に上所を付すなど書札「室町殿」足利義持の御料国信濃について綸旨を発行してはならな司)」を称する知行国については、実情を確かめて知行者に授ける。司)のを称する知行国については、実情を確かめて知行者に授ける。「史務(国にをすべて「守護所」に託している。(公家・寺社が)「史務(国収綸旨は、「近来」国司によって処理されてはおらず、国司宛の綸

一五世紀には、国司の税務を守護が「肩代わり」する慣行が広が一五世紀には、国司の税務を守護が「肩代わり」する慣行が広が一五世紀には、国司の税務を守護が「肩代わり」する慣行が広が

期の狭間に淵源がある。

対の徴収を幕府が本格的に「肩代わり」し始める、直義期・義詮は守護が国司の「国役」を肩代わりした。国司の任であった一国でいる。「吏務」を称する国主の収税を幕府・守護が支え、他の国では守護が国司の「国役」を肩代わりした。国司の任であった一国平は守護が国司の「国役」を肩代わりした。国司の任であった一国平は守護が国司の狭間に淵源がある。

務授与にあてて「遷替国司」と称するが、実態不詳を前提とする暫「知行国主」、「国司之沙汰」を朝廷儀式用途の進上を担任させる国「有吏務之号国」を知行者の経済に寄与するための国務授与とみてによる交替を確認すること自体も難しい。上記二類型に則って、中世後期、任期によって交替する国司の史料は伝わらない。任期

造営など守護の担う公共的業務に応じてできた新しい公共的負担で 榎原雅治氏・伊藤俊一氏が守護の課役「守護役」を検討されてい(ધ) 出現時期は義詮時代に重なる一四世紀後半で、治安維持や寺社 国司税務からの継承関係はない、とされている。

# 南北朝合一」条件にみえる謎の「諸国々衙

領を「悉皆」、後亀山天皇に進上する条項がある。 を記す史料は乏しい。 幕府と南朝との間では繰り返し講和交渉が行われたが、協議事項 年一〇月一三日付足利義満請文しかない。諸国国衙 明記するものは、三浦周行が見いだした一三

御執奏候、 院殿御進止候、 諸国々衙、 三種神器可有帰坐之上者、可為御讓国之儀式之旨、 自今以後、 (明徳三(一三九二)年一〇月一三日足利義満請文) 悉皆可為御計、 連々以兼熈卿(吉田兼熈)申合候之處、 御入洛之次第等、 以此等趣、 両朝御流相代之御譲位、 吉田右府禅門 於長講堂領者、 猶申含兼熈卿候、 (吉田宗房) 相共可有 諸国分一円可為持明 令治定候畢、 可得其意候哉 入眼之條珍 就中、 得其

明徳三

十一月十三日 (ママ)

阿野前内大臣殿(阿野実為 義満

> 後醍醐が、一三五一(観応二・正平六)年に後村上が、それぞれ持(名) (名) にするという箇条は、一三三三(元弘三)年に 明院統に対して許与したものと同じことであった。 代之御譲位」ということ、これらは、一三三六年の神器授受、 式)として行うということ、②の両統迭立を意味する「両朝御流相 立太子の際に話題になっていた事柄だと思われる。④の長講堂領を た条項は四箇条ある。①の神器授受を「御讓国之儀式」(譲位の形 右が、いわゆる「南北朝合一」の講和条件である。義満の約束し

受給者は「守護遵行無相違者、出参分壱共、可執進之由」命じられ 明院統との関係で均衡を欠いている。実現が図られており、「ペテ たようだ。「悉皆」ではないが、幕府・守護が実現を図っていた。 給する後亀山上皇院宣八点が伝わる。石井伸宏氏が紹介された鳥取四〇〇(応永七)年にかけて、紀伊・若狭・因幡・越後で国衙領を 臼井信義・森茂暁・石井伸宏・井原今朝男の各氏が、この条項の実(22) (23) (24) (25) (25) ほ題は③、「諸国々衙、悉皆可為御計」し、と約した点にある。 たとある。守護による下地の引き渡しののち、収税させる予定だっ 紀伊・因幡・越後の国衙領を給する五点の後亀山上皇院宣が記され 市歴史博物館所蔵『理性院・金剛王院等相承血脈次第』紙背には、 現が図られたことを指摘されている。一三九七(応永四)年から一 「諸国々衙、悉皆」の人事差配権は名目上は巨大権益であり、持

二・正平六)年の「正平一統」の講和条件に含まれていた可能性を できなかったのは、 ン」ではない。後亀山が取り下げることも、 浦周行は、 『太平記』の記述から、この条項が一三五 以前からの懸案だったからなのだろう。 義満が拒否することも

した際に、「国衙ノ郷保并本家領家年来進止ノ地」を後村上天皇に指摘した。『太平記』巻三〇に、足利義詮が南朝に「天下」を返上(33) 源をもつものではないかと考えられる。 条項は、 進上し、幕府は諸国守護職以下を留保することにしたとある。 一三三六(建武三・延元元)年の講和交渉の際の条件に淵 この

方

### 三三八年の「武家知行国衙

上された。その事情を記す史料をみたい。 氏は多数の知行国を占有していた。一三三八年七月半ばに北朝に返 三三六年から一三三八(建武五・暦応元)年にかけて、 足利尊

〔史料3〕『中院一品記』曆応元(一三三八)年七月二〇日条(38) 当国 其沙汰之間、 上野国事、 公家御沙汰之旨、 此間武家知行国衙等〈其内、上野国在之云々〉、如旧可為 〈菊亭前右府兼季公〉・按察中納言(勧修寺経顕)等、 自土御門大納言〈通方〉殿五代相続重任之国也 (後醍醐天皇) 今度及此御沙汰、 家君 連々雖被歎申、 (中院通顕) 奏聞之由、自或武家邊内々告示之間、 国家草創之後、 自愛無極者也 替地事如形被進之、 被申之處、 不可有相伝之由、 入夜 院宣到来、 終不被返

上野国可令知行給之由、 進上三条坊門殿(中院通顕)(下略 建武五年七月廿日 院御気色所候也、 按察使判 経顕恐惶謹言

八月一三日に光厳上皇の皇子益仁(のち崇光天皇)が立坊した。将

管していた理由は、後醍醐に返還するためではなかろうか。戦闘地 悉皆」の淵源にあたると思われ、国数は多かったとみられる。 に屈して手放したと考えられる。「南北朝合一」条件の「諸国々衙 はずだから、一斉に手放した点が腑に落ちない。持明院統側の要求 域の国衙領を占有していたのだとすると、戦局は各国区々であっ 衙等」のなかには後醍醐が差配していた知行国があった。尊氏が保 尊氏が保管していてこのとき光厳上皇に返上された。「武家知行国 よって没収されたという。建武政権崩壊後、中院家には返還されず、 政権創立期に「相伝」は不適切という沙汰があって、後醍醐天皇に 国の知行を命じる院宣を得たことが記されている。上野国は中院通 記主中院通冬の父通顕が光厳上皇に訴えて、七月二〇日夜に上 通成・通頼・通重・通顕五代相伝の譜代知行国だったが、

と考えられる。「武家知行国衙」という状態は、この期間にあった。 行われない。尊氏らは講和交渉再開を期待して交渉条件を凍結した 職補任は行われず、成良に替えて持明院統から東宮を立てることも にかけて、講和交渉を行った。一一月七日に「建武式目」が答申さ 厳に返上したあと、二ヶ月後の同年八月一一日に行われ、二日後の 一二月二一日に後醍醐が吉野に潜幸した後、しばらく、尊氏の将軍 醐の皇子成良が東宮に立てられており、両統迭立も議されていた。 れており、幕府再興が焦点のひとつであった。一一月一四日に後醍 尊氏と後醍醐は一三三六(建武三・延元元)年一〇月から一二月 尊氏の将軍職補任は、 一三三八年七月に「武家知行国衙等」を光

及 而

返上した事実も、諸国国衙を後醍醐に進上する講和条件があって、渉再開を断念した結果だと見なせる。「武家知行国衙等」を北朝に軍職補任と益仁立太子とはほぼ同時に行われた。後醍醐との講和交

他の条項と同じく破棄されたとみると整合的となる。

は見なせないが、「南北朝合一」条件の淵源にあたると考えられる。戦継続などの名目を立てて引き渡さなかったと思しい。「悉皆」と年の講和交渉のあと、後醍醐に進上する含みで保管し、北朝には交一三三八年に北朝に返上された「武家知行国衙等」は、一三三六

## 一三三六年講和交渉の「公武関係」構想

われていた時期に答申された「建武式目」第七条をみてみたい。れることになり不審だ、という疑点がある。そこで、講和交渉の行していたという仮説に対しては、尊氏や光厳の地歩が著しく制約さ一三三六年に尊氏が多数の知行国を後醍醐に進上する条件を提示

### 〔史料4〕「建武式目」第七条(32)

被補器用者、可叶撫民之儀乎如當時者、募軍忠、被補守護職歟、可被行恩賞者、可充給一.諸国守護人、殊可被擇政務器用事

述するように、一三三八年からしばらく、幕府は守護の国務関与をう文言は室町幕府の守護政策の特質を示すものとして有名だが、後「吏務」とは国司を指す。この「守護職」=「上古之吏務」とい

明だから、「悉皆」条項は「正平一統」の時に出現して、「南北朝合

をに行われていた後醍醐との講和交渉に関係する、特有の文言では 冬に行われていた後醍醐に「諸国々衙」多数を進上する条件を提起していたとすると、「守護職者上古之吏務」という文言は、後醍醐していたとすると、「守護職者上古之吏務」という文言は、後醍醐していたとすると、「守護職者上古之吏務」という文言は、後醍醐に進上した諸国国衙領の税務を「吏務」に相当する守護が担当するという、一種の守護請の体制に適合するものとして理解できる。逆という、一種の守護請の体制に適合するものとして理解できる。逆という、一種の守護請の体制に適合するものとして理解できる。逆に、「諸国々衙」多数を進上する条件を提起していたとすると、「守護職者上古之吏務」という文言は、後醍醐に進上した諸国国衙領の税務を「吏務」に相当する守護が担当するという、一種の守護請の体制に適合するものとして理解できる。逆という、一種の守護請の体制に適合するものとして理解できる。逆という、一種の守護請の体制に適合するものとして理解できる。逆という、一種の守護請の体制に適合するものとして理解できる。逆という、一種の守護請の体制に適合するよりで表情を表情である。

平一統」に際して、 認という問題に関連して顕れたものではないかと考えられる。 われる。 成った場合には、持明院統側も少なからず諸国国衙に関与したと思 諸国国衙領の進上は、 係は判然としない。八条院領は「南北朝合一」条件にも顕れない。(33) 一三三六年に尊氏が持明院統との手切れを想定していたか否かは不 「悉皆」である必要はない。「両統迭立」の講和条件にそって講和 ものとして考案されたものではないか、とも考えられる。必ずしも 建武政権崩壊後、大覚寺統の中核所領群八条院領と後醍醐との関 よって、「諸国国衙、 幕府が南朝に合体して北朝が断絶させられる。 後醍醐の身位を支えるために荘園群に替わる 悉皆」 の「悉皆」 条項は、

遵行を担任させている。法務と同じく税務も守護に統合しようとし室町幕府は講和交渉より早く、一三三六年三月末頃から守護に使節 建武政権の一元的な国制を継承して、「幕府-守護」の一元系列で朝 たとみれば、「守護職者上古之吏務也」という文言は理解しやすい。 務については国衙・守護所両方を摑んで使節遵行の受け皿とした。 一」条件に引き継がれたと考えるのが、 建武政権は国司・守護併置政策をとり、 穏当と思われる。 税務関係は不詳だが、

法

現実である。 五一年・一三九二年に再浮上する。戦略的提案だったとみられる。 に進上する「諸国々衙」多数を守護が管理するという構想にみあう 国衙を保管し、恐らく守護が税務にあたったと考えられる。 一三三六年講和交渉の中断後、一三三八年まで幕府は多くの諸国 後醍醐は認めず吉野に潜幸したが、この構想は、 後醍醐

廷を支える構想と思しい。

### 足利直義期の「公武関係」構想

想は、 た「公武関係」構想を窺うことができる。当該期の「公武関係\_ たのも直義である。当該期の幕府法から、 になっていたのは足利直義であった。当該期の幕府法務を指導し 三三八年頃からしばらく、 鎌倉期の二元的国制の再興策として把握できる。 北朝との「朝幕関係 直義と北朝との間にあっ で幕府側の窓 構

所務法における「国司」名辞もなく、この時期特有の事象である。 ることがある。 ひとつに、「大犯三箇条」を厳守させて守護の国務関与を禁止す いまひとつに、 義詮以降の幕府法には 地頭御家人に「国司」への年貢納入を求め 「大犯三箇条」文言がなく、

> ではなく守護が行った。後述するように戦時の特例だったが、大嘗 行国衙」返上後、国務に携わることは は 能性があった。そのためであろう、 会米を徴収した守護が引き続き国衙領を支配してゆこうと試みる可 は 八年閏七月二九日に定められた室町幕府追加法二に初出する。 ただし、同年秋・冬に行われた光明天皇大嘗会米の徴収は、国司 「固守貞永式目、大犯三ヶ条之外、不可相緣」とある。「武家知 「大犯三箇条」厳守は、 守護・御家人が「吏務職」につくことを禁じている。 諸国国衙を北朝に返上した翌月、一三三 翌年五月の室町幕府追加法四で 「大犯三ヶ条之外」となった。

(史料5) 室町幕府追加法四(37)

(暦応二・五・十九評)

諸国守護并武家御家人

望補吏務職、

知行· 本所

背禁制、 右、云右大将家御時、 者 可處罪科也 致自由之競望歟、 云貞永式目、一 縦雖替面、 向被停止訖、 自今以後於有其聞之

法条々」という三つの主題について、合計一七箇条の法令を立てた。 国司・領家年貢対捍地事」・「諸国狼藉条々」「同 建武式目」と違い、守護を国務から切り離す志向性が認められる。 なかに、 次に、一三四六(貞和二) 「諸国守護」らが 国司の税務活動から守護を隔離する法がある。 「吏務職」に「望み補す」ことなどを禁じた。 年一二月一三日に制定された一群の法 (諸国) 守護人非 幕府は

「同守護人非法条々」に含まれる追加法三七は、「称国司・領家年

され、守護を国務、特に税務から隔離する意図が認められる。「同禁じた。守護使による「国司」「年貢」の代行徴税を禁止したと解貢譴納、号仏神用(用途)催促、放入使者於所々、追捕民屋事」を(38)

箇条」などによって守護権限を制約している。田狼藉・使節遵行〉外、相綺所務」うことを禁じており、「大犯三守護人非法条々」に含まれる追加法三二は、「大犯三箇条〈付、苅守護人非法条々」に含まれる追加法三二は

幕府は、地頭・御家人に対して、国衙領年貢の上納を求めた。

當年国衙正税并領家年貢参分壹免除事、院宣如此、早任被仰〔史料6〕「朝山文書」(建武三年一○月四日足利尊氏直状)

建武三年十月四日(尊氏花押影)。(尊氏花押影)

朝山次郎左衛門尉殿

(備後守護朝山景連

向止地頭之所役、

相互可全知行

(下略

家年貢対捍地事」は、地頭以下が「国司・領家年貢」を対捍して敗貞和二(一三四六)年一二月一三日の幕府追加法二五「国司・領

〔史料7〕室町幕府追加法二五(41)

訴した場合の最終措置を定めている。

知違背之期者、収公彼職、補新司之時、可分付前司未済五補所職、本所乃貢失墜之条、背理致歟、仍自今以後、及下就貞永式目有其沙汰、地頭以下領主、不応裁許之日、雖改一、国司・領家年貢対捍地事〈貞和二、十二、十三沙汰〉

每年々貢分限、彼是共、限永代、分付下地於本所之後、次、後年々貢事、無同時之裁許者、相論不可休之間、#

分一相応之地於本所也

この点は後述するとして、 化」を促進する原則は、寺社本所領保護政策との関係で注目される。 とが下地中分して一円知行せよとある。傍線部の所領支配の「一円 付したあとの支配について、得分比率に応じて「本所」と「地頭 者を排除せよという。傍線部では、 を列記している点から、「荘園公領制」的な体制構想が窺われる。 所務立法であるという点が、ひとまず重要である。 を特記する所務規定がないから、「国司」名辞を用いた最後の幕府 乏しいながらも、 まず、「国司・領家」知行地について、 北朝国司・国衙の活動を確認できる。一三三九 義詮以降の室町幕府法には 対捍者の未納分相当を本所に分 裁許に従わない年貢対捍 「国司・領家 「国司」名辞

の訴えを裁いて丹波国丹波郷に対する押領の排除を命じた。(읞) 月八日付国宣が伝わる。同年同月二八日には、 気多本宮領に対する「国衙煩」を停止する一三四九(貞和五) に安堵した。一三四五(貞和元) (暦応二) 年正月、 備中 国司」橘知任が同国上原郷を東福寺長老 年一一月四日、 臨川寺領に対する 幕府は 国雑掌」 能登国 年四

護する、 このように、 で国司 在園公領制」 足利直義期の 国税権を保護し、「国司」「領家」を連記して保 的な「公武関係」が構想されていた。 「朝幕関係」 の下では、 守護を国 一務か

様々の朝廷課役の免除を命じる太政官符が、

山城・加賀・河内

· 近

江・美濃・美作の「国司」宛に発給された。

# 貞和二年一二月一三日幕府法と北朝の「政道」「興行」

(40) \_\_\_\_\_ 支配の理念的基礎は鎌倉末期にもなお国衙・国衙領にあった、支配の理念的基礎は鎌倉末期にもなお国衙・国衙領にあった、 領とする荘園整理令が、 稲葉伸道氏は鎌倉末期の国衙興行政策を検討されて、 寛元・文永・弘安・元亨の各年間に新立庄園を停止して国衙 朝廷側から出されていたとい 朝廷の全国 とさ

は国衙興行政策だった、と位置づけられ

0

済年貢事」を指摘された。 (4) 二(一三二二)年正月二二 年以後」の契約は 国衙領の 稲葉氏は、 請所 国衙興行が幕府から支援されていた徴証として、 年正月二二日の鎌倉幕府追加法七一七「国領地頭可 顚倒」とは、 契約は原則的に「顚倒」 国司之意」によって任意に解除できると定めた。 「国領地頭」に年貢上納を促す法である。 私領化傾向にある地頭分領を国領に (解約) と定め、 「弘安七 元亨

157

収する政策だと理解されている。

稲葉氏は、

鎌倉幕府追加法七一七が発令された一三二二(元亨

が本格化していた。幕府貞和二年一二月一三日法と前後して、(48)とでは富小路内裏の再建が論議され、勅撰和歌集『風雅集』の廷では富小路内裏の再建が論議され、勅撰和歌集『風雅集』の 宣が出た。服飾規制と過差禁制は公家新制において重視された問題月一五日に諸人の服飾規制および祭礼における過差禁止を命じる口 〜四二) して推進された「公武徳政」であったことと、 励を命じたことがみえる。 賢に対して、「政道事」につき「近日専可有興行沙汰」しとして精 である。『園太暦』貞和三年二月一九日条には、 武協調に連なる性質を認められる。一三四六(貞和二) であるとされた。 の院政を停止して後醍醐天皇の親政が開始されたことと関係する法 「政道」「興行」に協調する立法群で、 追加法二五を含む室町幕府貞和二年一二月一三日法 年正月二二日という時期に着目され、前年一二月に後宇多上皇 は、 北朝の政道興行に対応する立法とみられ、 鎌倉後期の 室町幕府貞和二年一二月一三日法は北朝 「徳政」が朝廷と幕府とで協調 追加法二五・三二・三七 揆を一にするという。 光厳上 (追加法二五 年 鎌倉期の公 皇が洞院 北朝朝 公

分一 この政策は私領の取り潰しを困難にし、 建武政権は寺社・本所・地頭の当知行地を国衙に命じて安堵させた。 には、 武政権では、 領化に対する、 院政期から鎌倉末期にかけて、一国平均役の賦課は、 とはいえ、 」税も顕れる。 (52) 私領を国領に回収する問題が焦点になっていた。ところが、 直義の政策は、 守護が徴収した可能性の高い 国司の対抗策と結びついて展開してきた。鎌倉後期 税務が国司から守護に転轍する兆候と思われる。 鎌倉期の国衙興行政策と同じではない。 国司の立場は悪化した。 地頭御家人役 「所出二十

# 実体が伴わなかった直義の「公武関係」構想

司の納める諸国所課や「成功」がみあたらなくなるという。守護が徴収にあたったのち、そのあとの朝儀用途調達において、国位置づけられた。一三三八年秋・冬の光明天皇大嘗会用途の催徴で松永和浩氏は、国司税務の衰退を朝廷公事用途調達方式の面から

して、 よる催徴が行われた。「守護人」管轄「武家被管所領」には国衙領家御催促乎」とされたが、結局は「諸庄園領主」に対しても守護に 策は翌年五月の追加法四から本格化する。 の多くが含まれていたとみられる。 家被管所領」は 知行していたことから、 既述の通り、 光明天皇大嘗会用途の催徴は、 国司が一 国平均役徴収を担う体制は再興されなかった。 室町幕府貞和二 (一三四六) 年一二月一三日法は、 「守護人」の沙汰、「本所一円御領」は「可為 戦時特例で行われた。初めの方針では 同年七月まで尊氏が諸国国衙領を 既述の通り、 しかし、 直義の国司保護政 幕府の期待に反 武

鎌倉期的な「公武関係」再興の流れに位置付く。

しかしながら、

松

(58) 日・二六日条には、幕府が三宝院賢俊を介して年間一〇万疋の「公事用足」は朝廷の恒例年中行事に宛てる経常費であった。幕明足」を進献したこと、翌年正月の後七日御修法用途は翌年分事用足」を進献したこと、翌年正月の後七日御修法用途は翌年分の「公事用足」は朝廷の恒例年中行事に宛てる経常費であった。幕府が貞和二年一二月一三日法を定める状況の下で、北朝の収税能力の衰退が顕在化していたのである。

を延期しなければならなくなった、と相談された。一日、洞院公賢は光厳上皇から、幕府の用途進献が得られず即位式間に軋轢が生じた。松永氏・久水氏が注目されている。同年二月二間に軋轢が生じた。松永氏・泉光天皇即位式の用途負担を巡り、朝幕一三四九(貞和五)年、崇光天皇即位式の用途負担を巡り、朝幕

〔史料8〕『園太暦』貞和五(一三四九)年二月二一日条 家云々 之間、 引上御即位、 即位・大嘗会之進御訪、 沙汰難治云々、 云々者、 沙汰云々、 御即位官・蔵人方要用廿七万疋也、 有女房奉書、就御即位事、武家有申事、 毎事沙汰進了、 未剋参院、 誠無之哉之旨申入畢、 兼沙汰進畢、 此上来月大礼不可遂行歟、 小時出御御折妻戸、 於今、 御譲位不及沙汰、 此上無處下知 天下静謐之上者、 此上可延引之旨、 仍被仰合武家之處、 有申入事、 可被仰合、 関東沙汰之時 而今度御譲位之時 且建武者天下擾乱 為公家可有御 可被仰武 又勅定云 可早

崇光天皇踐祚儀 位式・大嘗会の用途を幕府が進献する原則だったという。 鎌倉期の先例では、 ての進献には応じ難いと申し入れた。 て充当したという。 く、即位式に宛てるべき幕府の進献 崇光天皇は、 前年一三四八 (貞和四) においては、 幕府は、 譲位・踐祚に要する用途は朝廷側で用意し、 即位式用途は既に進献済であり、 朝廷側で用途を準備できなかったらし 「御訪」を、 年一〇月二七日に踐祚した。 前倒しで受け容れ ところが、 重ね 即

きだと述べた。 鎌倉期と同じ区分で、 が大嘗会米を徴収したことを含めて、戦時の特例だったとい について、「建武者天下擾乱之間、 司を用いて一国平均役を課すことが検討された徴証はない。 於今、天下静謐之上者、為公家可有御沙汰」という。平時には、 幕府側は、 朝廷側でも国「守」の在任状況を調査する動きはあっ 光明天皇の登極儀礼 (建武三~建武五 □国「守」の在任状況を調査する動きはあったが、国幕府は「朝廷が自ら用途を調達して欲しい」と求め 幕府と朝廷がそれぞれ用途を徴収・分担すべ 毎事沙汰進了」と述べた。 (暦応元) う。 守護 年

いる。直義、次いで尊氏・義詮が南朝に降れ(65)。直との亀裂が表面化したことを発端にして、 れた。明くる一三五〇(観応元)年八月、北朝は「諸国大嘗会米事、(63) 疋の進献に幕府が同意し、一二月二七日に崇光天皇の即位式が行わ こにおいて破綻した。 武関係」構想では朝廷の自立した諸国支配が想定されていたが、 皇大嘗会米の徴収はしない、 為武家沙汰、 [史料 8] から四日後の一三四九年二月二五日、 次いで尊氏・義詮が南朝に降り、 可令催済」き旨の院宣を下して、 この間、 武家が徴収せよと命じた。直義の「公司の院宣を下して、国司を用いた崇光天 三四九年閏六月に足利直義と高師 観応の擾乱が始まっ 北朝が中絶する。 即位用途二〇万 7

#### 司 の 国課税権消滅 は、 どの時点

所領事」は、 られる。 題する国衙領に言及しない法は、 見を受けつつ義詮が定めた。「寺社本所領」「武家輩所領」に対する したという特徴を見いだせない。 顕れた。 「押領」を厳禁したが、「国領」の文言はない。 「寺社本所領事」と 国全体に及ぶ国司課税業務の体 この点から見て、 幕府・守護は国務に関与しないという基調による立法とみ (観応二) 観応の擾乱が小康状態だった時期の立法で、 年六月一三日の室町幕府追加法五五 追加法五 追加法六・一一など直義執政期(67)(88) 五には、 制的な消滅は、 直義時代の基調を変更 Ų つなのだろう。 直義の後 本

詮に手交された。翌年閏二月なかばまでを「正平一統」という。 直義が鎌倉に下向した後の八月二五日、尊氏・義詮が南朝の後村上 追加法五五を定めた後、 同年七月二 一一月三日に後村上の勅免綸旨が 和議を主導したのは義詮で、 四日に観応の ·擾乱が再燃した。 (69) 尊氏

務 「朝幕関係」「公武関係」の再構築を図ったと捉えられる。 「正平一統」提案は、 相当の守護が支える構想とみられる。 南朝に進上した「諸国国 義詮は直義の策を棄てて、 衙 悉皆」を 吏

院統の内部分裂が始まる。 こうして、 幕府は八月に後光厳天皇を踐祚させたが、 義詮を攻め、 一三五二 (正平七) 年閏二月、 南朝が幕府を認めないという態度が示された。 光厳・光明・崇光三上皇と廃太子直仁を捕囚した。 未曾有の混乱であり、 南軍は破約して鎌倉の 光厳上皇は逆鱗し、 鎌倉にいた尊氏の 尊氏、 ぽう、

0

題と国制再構築が義詮「親裁化」の要因だと思われる。策も潰れ、国制構想の再構築も必要になった。この大混乱の責任問周辺では義詮の責任が問題とされた。直義の策も潰れ、「正平一統」

知られる室町幕府追加法五六「寺社本所領事」を立法した。立案された。足利義詮は、同年七月二四日に、最初の半済令として政り戻しが失敗し、五月末から七月初めにかけて後光厳天皇踐祚が取り戻しが失敗し、五月末から七月初めにかけて後光厳天皇踐祚が同年五月に南軍を京都周辺から駆逐したあと、北朝三上皇以下の

〔史料9〕室町幕府追加法五六(窓)

一、寺社本所領事〈観応三、七、廿四御沙汰

依諸国擾乱、寺社之荒廃、本所之牢籠、近年倍増、而適静謐

沙汰居雜掌於下地、可注申子細、(中略)可施行(中略)、若遵行之後、立帰致違乱者、(中略)、如元之国々、武士濫吹未休云々、仍仰守護人、依国遠近、差日限

本所、若預人寄事於左右、不去渡者、一円可返付本所年一作可預置軍勢之由、相触守護人等訖、於半分者、宜分渡次、近江・美濃・尾張三ヶ国本所領半分事、為兵粮料所、當

「寺社之荒廃、本所之牢籠」を救うため、下地を荘園領主側に引き渡すことを一般原則とし、守護に課した。後半の「半済令」ではき渡すことを一般原則とし、守護に課した。後半の「半済令」ではき渡すことを一般原則とし、守護に課した。後半の「半済令」では三ヶ国の「本所領半分」を「兵粮料所」とし、その下地半分を預人三ヶ国の「本所領半分」を「長粮料所」とし、その下地半済令」ではき渡すことを一般原則とし、守護に課した。後半の「半済令」ではき渡すことを

しによって救う点、守護に実施させる点、に共通性がある。じている。戦乱のなかで危機に陥った寺社本所の知行を下地引き渡

われ、武士らは「兵粮・余残」(合計して「當年一作」の半分に相二年一○月九日の御教書に基づいて「国衙一円下地」の沙汰付が行二年一○月九日の御教書に基づいて「国衙一円下地」の沙汰付が行二年一○月九日の御教書に基づいて「国衙一円下地」の沙汰付が行に、の、「三五三(文和二)年選張国は「半済令」の適用国である。「寺社本所領事」と題する

応しい)を与えられたという。

のものとして捉えるようになるからだろう。くなる。国司・国主の直轄領税務を、他の寺社・公家知行地と同等直義時代と異なり、義詮以後の幕府所務法には「国司」名辞がな

国司の一国税権も同じ時期に変化している。

踐祚用途は公家側が負担する先例だったが、既に一三四九・五〇年〔史料9〕が定められた当時、後光厳天皇の踐祚が迫っていた。

を手がかりにして、

佐藤進一氏は、

室町幕府の使節遵行命令が守護を宛所とする現象

1)

て

同じ時期に郡ごとに別の人物が遵行命令を受けていることを

各国守護の在任を明らかにされた。

摂津国にお

0

離

反がみられない実情との間に整合性がない。

は中絶していたから、幕府の自発的な「肩代わり」である。 にこの原則が崩れていた。一三五二年八月一七日の後光厳天皇踐祚(8) 朝儀用途の幕府「肩代わり」が本格化する転機となった。 北朝

て確立するからである。 均役を徴収する体制は最終的に応安年間(一三六八~七四) 嘗会用途の徴収には守護・地頭が関与するというが、 たまま、 から進献されたらしいという。守護を介する在地転嫁の制度を欠い(8)(8)次水俊和氏によれば、後光厳天皇踐祚用途、推定一八万疋は幕府 急遽「肩代わり」に移行したようだ。 守護が一国平 になっ

税務のうち一国全体に及ぶ部分が最終的に消滅し、 務に縮退した。 直義の期待に反して、 義詮が臨時朝儀用途の その転機は、 北朝は国司を介する一国平均役徴収を放棄 一三五二年七月に求められる。 「肩代わり」を原則化したため、 国衙直轄領の税 国司

# |司の一国課税権が消滅した「不作為の体制|

どの形での国領の私領化は、 問題としない「不作為の体制」に落着したのだろうと考えられ に回収されていた。この、 て「肩代わり」されることはない。 院政期から鎌倉期にかけて、 関連する問題として「分郡守護」に関わる論争をみたい。 私領を国領に回収する業務は、 国平均役徴収の際の審査などで国領 国免荘や寄進荘園、 室町幕府は国衙領の私領化を 地頭 守護によ 請所 る。 な

> 例を検出された。ここから、論争がおこった。(88)発見された。今谷明氏はこれを「分郡守護」と定義され、(87) 多くの 類

司」北畠氏の場合をみたい。大藪氏は、「郡単位で年貢を収取」(8) 単位で守護役を収取している」のか、「郡単位で年貢を収取して けられている」のか、「守護使不入特権の効果で、 る支配者を「知行主」と呼称されている。 る」のか、とも言い換えられる。大藪海氏が指摘された「伊勢国 を代行している」のか、という点が論議されている。 郡単位で使節遵行命令の宛所になる者が、「郡単位で守護職を授 結果的に守 これは、 郡

る法理をもたないからだ、と理解すると整合的に説明できよう。 から回収する、ということについて、 税権を維持できたことは、 つての南朝国司の税権を維持したものと解されている。 北朝は税権を付与していない。 る使節遵行命令を執行した。北朝から国司に任じられた徴証はなく、 が、一志郡・飯高郡を支配し、守護の関与を排除して幕府の発行す 維持し、いわゆる「南北朝合一」後には公家衆として在京出仕する。 「伊勢国司」北畠氏は幕府から伊勢国守護に補任された経歴がな 「伊勢国司」北畠氏は旧南朝勢力で、 北朝国司が二郡に対する収税権を北畠氏 一志郡・飯高郡に対する税権は、 幕府がこれを北畠氏に強制 室町期を通じて在地支配を このような

生む。将軍権力が寺社本所を従える事実とは整合するが、諸国武士(%)が寺社本所の側に立って現地を知行する武士たちと対立する構図を 義詮の親裁の特徴である「寺社本所領」 保護政策は、 幕府

国司 0 国税権の消滅によって、 国衙領における私領の公領回収

事情の背景として想定して良いのではあるまいか。 ・大学のでは、注風・公領のうち、「国司・領家」知行地では、領主と地頭とが得分比率によって下地中分を行う「一円化」が促されていた。義詮の寺社本所領保護政策の外周では武士知行の法的確立がいた。義詮の寺社本所領保護政策の外周では武士知行の法的確立がいた。義詮の寺社本所領保護政策の外周では武士の私的知行を「不作為」とする体制になった。国衙領における武士の私的知行を「不作為」とする体制になった。国衙領における武士の私的知行

### おわりに

平均役の徴収を幕府に委ねる姿勢を示し、自立した諸国支配を実現 する姿勢を示さなかったために、構想は行き詰まった。 制の「公武関係」構想だったと解される。 て守護を「吏務」相当とする提案をしたが、 想で後醍醐との講和を図った。「諸国々衙」多数を後醍醐に進上し に使節遵行を担任させて諸国法務を摑み、 元的国制は、 足利直義は国司の一国税権を再興する方向性で北朝との協調を図 「朝廷-国司」系列と「幕府-守護」系列とが並立する鎌倉期の二 「国司・領家」連記の立法から、「荘園公領制」 建武政権によって一元化された。 しかし、 税務も守護に統合する構 後醍醐は容れなかった。 足利尊氏らは、 北朝朝廷が 的な二元的国 守護 玉

> 廃棄による体制変容と言って良いのではあるまいか。 解いたため、守護役の創出も起こる。これらは、「荘園公領制」の 傾有の「一円化」が進展する。守護職権に対する直義時代の制約を して、寺社・皇室・公家・武家の私領が「公田」のうえに並立する、 国衙領における武士の私的知行が実質的に法認されていった。こう 国を 国で、手社・皇室・公家・武家の私領が「公田」のうえに並立する、 国で、「一円化」が進展する。 で、うまで、「本語、「本語、「本語、「本語を公領に回うち「国司・領家」分に対する保護は弱い。特に、私領を公領に回

なものです。ご清聴に感謝いたします。 「足利義詮の親裁化」について現在抱いている考えは以上のよう

#### 注

- (1) 佐藤進一氏『日本の歴史9 南北朝の動乱』初出一九六五年、中京大学治』吉川弘文館(拙著『室町幕府将軍権力の研究』一九九五年、東京大学治』吉川弘文館(拙著『室町幕府将軍権力の研究』一九九五年、東京大学 訴訟機関の将軍親裁化」一九八五年『史学雑誌』九四―二二号、拙稿「足訴訟機関の将軍親裁化」一九八五年『史学雑誌』九四―二二号、拙稿「足政・大学院日本史学研究室所収)。 南北朝の動乱』初出一九六五年、中央公
- (2) 同氏『日本中世国家史の研究』一九七〇年、岩波書店。
- ○○二年、校倉書房所収)。

する策をとり、

「荘園公領制」

0

「荘園」の一部にあたる「寺社本

招いた義詮は、

北朝を再建して臨時朝儀用途を幕府が「肩代わり」

南朝は幕府自体を否認した。

大混乱を

悉皆」を後村上天皇に進上する構想で

「正平一統」を推進したが、足利義詮は「諸国国衙、

所領」の保護に集中して将軍親裁を行った。ただし、荘園・公領の

『愛知県史資料編9』八三二~八三五号。

11

同氏前注

(10) 著書五四頁·六七頁注(55)。

14世紀の公武関係・朝幕関係と室町幕府

- 5 と御家人制』二〇〇八年、吉川弘文館所収)。 と武家政権」二〇〇二年『歴史評論』六二二(以上、 「武家政権と本所一円地」一九九八年『日本史研究』四三一、「荘園制 「鎌倉幕府軍制の構造と展開」一九九六年『史学雑誌』一○五− 同氏『鎌倉幕府軍制
- (6) 高橋氏前注(5)著書二四〇~二四二頁、松永和浩氏「室町期におけ 『室町期公武関係と南北朝内乱』二〇一三年、吉川弘文館所収、同書三八 る公事用途調達方式の成立過程」二〇〇六年『日本史研究』五二七 (同氏
- 7 博物館研究報告』一〇四、二五~三六頁。 〜三九頁)。田沼睦氏前注(3)著書一一五〜一一七頁。 「室町期東国本所領荘園の成立過程」二〇〇三年『国立歴史民俗
- 9 8 同氏前注(6)論文。 拙稿「室町幕府の成立」二〇〇八年『学習院大学文学部研究年報』五 116
- 10 事と公武関係』二〇一一年、岩田書院、第一部第一章。 同氏「公事用途収支構造研究の再整理と課題」同氏『室町期の朝廷公
- (1)『愛知県史資料編9』四五四頁は、応永一九年ないし二〇年の記事だ
- 年」を「尚」しく超えて支配を続けていたようだ。 進した記事(水野圭司氏の御教示による)があり、「受領輩、雖尚秩満年、 不放除之由」を具申している。「受領輩」=遷替国司らが在任年限「秩満 『師守記』貞和五年四月一一日条に「諸国守当時秩満并闕国等」を注
- った点にあるのではないかと考えられる。 府の領主保護政策が寺社・皇室領・高位公家に手厚く、 世襲国主にも「国役」負担者の面はある。二類型が生じた原因は、 「中世後期の地域社会と村落祭祀」一九九二年『歴史学研究』六 国司・領家に薄か 幕

三八(同氏『日本中世地域社会の構造』二〇〇〇年、校倉書房所収)。

163

- 18 17 研究』三六八(同氏『室町期荘園制の研究』二〇一〇年、 同氏「中世後期における『荘家』と地域権力」一九九三年、 塙書房所収)。
- 19 村田正志氏 同「南北朝合体条件」『日本史の研究 一六四~一七二頁 『村田正志著作集第七巻 風塵録』一九八六年、思文閣出 第一輯上』一九二二年、岩波
- 20 版 『園太暦』観応二年一一月二六日条。 四七八頁。
- 21 『園太暦』観応二年一一月二一・二五・二六日条
- 同氏『人物叢書 足利義満』一九六〇年、吉川弘文館、八〇~八一頁。

22

23

- 七五頁 同氏『角川選書 闇の歴史、 後南朝』一九九七年、 角川書店、五七・
- (2) 同氏「鳥取市歴史博物館所蔵『理性院・金剛王院等相承血脈次第』 二〇一二年『鳥取地域史研究』一四。なお、本論文と注 (25) 井原氏講演
- 資料については、井原今朝男氏から複写の御提供を受けた。記して謝意を 表する。
- 25 記念講演会資料。 同氏「中世の荘園と因幡国」二〇一一年五月一四日鳥取市歴史博物館
- (26) 「福島文書」・「東寺文書」・「保坂潤治氏所蔵文書」(『大日本史料』(以 夏。 『理性院・金剛王院等相承血脈次第』紙背文書(前注 下、『史』と略記)第七編之二、八八八・九〇〇~九〇一・九一四頁)、 (23) 石井氏稿二七
- 27 前注 (24) 石井氏稿二七頁
- 28 前注 18 に同じ
- 29 『日本古典文学大系36 太平記三』岩波書店一六三頁
- 30 世篇第七巻中院一品記』二九六~二九七頁 「史」 第六編之四、八九七~八九八頁、 『内閣文庫所蔵史籍叢刊古代中
- 31 以下前注 8 拙稿五四~五九頁。
- 32 佐藤進一氏・池内義資氏『中世法制史料集第二巻室町幕府法』一九五

- (3) 金井静香氏『中世公家領の研究』一九九九年、思文閣出版、第Ⅱ部第 七年、岩波書店(以下『室町』と略記)五頁。
- 二章・第三章。
- 34 前注(8)拙稿四七~五三頁。
- 35 『室町』 一一~一二頁
- 36 前注(6)に同じ。
- 37 『室町』一二頁。
- 39 『室町』 二三頁

『室町』二四頁。

- 40 宛同日足利直義直状は同じ件について「沙汰居雑掌於地下、可全本所之所 しと命じている。 『南北朝遺文 中国四国編 第一巻』五〇七号。同五〇八号朝山景連
- 41 『室町』二〇~二一頁。
- 42 「東福寺文書」(『史』第六編之五、三六九~三七一頁
- 44 43 「生国玉比古神社文書」(『史』第六編之十二、五九八頁 「原文書」(『史』第六編之九、四二六~四二七頁)
- 45 「臨川寺重書案文」(『史』第六編之十二、六三七~六四四頁)
- 46 学文学部研究論集 史学』三七。以下、稲葉氏の所説は同論文による。 同氏「鎌倉後期の『国衙興行』・『国衙勘落』」一九九一年『名古屋大
- 47 五年、岩波書店、三一三~三一四頁。 佐藤進一氏・池内義資氏『中世法制史料集第一巻鎌倉幕府法』一九五
- 48 『園太暦』康永四(貞和元)年七月三日・貞和二年五月一五日条。
- 49 『園太曆』貞和元年四月一七日・貞和二年一一月九日条

『園太暦』貞和二年一二月二一日・二三日・二九日条

50

役と中世社会』、二〇〇八年、岩田書院所収)、詫間直樹氏「一国平均役の 成立について」、一九八七年、坂本賞三氏編『王朝国家国政史の研究』、吉 小山田義夫氏「造内裏役の成立」、初出一九六三年(同氏『一国平均

- 〔5〕「建武記」所収建武元年十月日雑訴決断所牒(『史』第六編之二、六三
- (53) 『室町』 一五頁。
- 54 前注(6)松永氏著書三五~三八頁。
- (5) 「九条家文書」曆応元年九月六日武家申詞(『図書寮叢刊九条家文書
- 二』一○四頁四三六(三))・「東寺百合文書」曆応元年一○月一六日摂津 国守護代沙弥円道遵行状案(京都府立総合資料館『東寺百合文書一』九五
- ◆九六頁三四(11))。
- 57 56 前注(6)松永氏著書三九~四〇頁 同右、『賢俊僧正日記』同日条(橋本初子氏「三宝院賢俊僧正日記
- 58 一九九二『醍醐寺文化財研究所研究紀要』一二参照)。 前注(6)松永氏著書三六頁。
- 59 前注(10)久水氏著書四〇~四二頁。
- 60 『園太暦』同日条。
- 61 前注(4)『師守記』貞和五年四月一一日条。
- 62 『園太暦』貞和五年二月二五日・二六日条
- 63 『園太暦』同日条。
- 65 64 『園太暦』貞和五年閏六月二日・八月一三日・一四日・一五日・二一 『園太暦』観応元年八月二七日条。
- 66 日条など。 『室町』二八頁
- 67 『室町』一三頁。
- 68 『室町』一五頁。
- 69
- 八月一日条。 『園太暦』観応二年七月二三日・二五日・二八日・二九日・三〇日
- 71 70 和睦成立直前の『園太暦』観応二年一〇月三〇日・一一月五日条。 『園太暦』観応二年記末尾所収同日付足利尊氏・義詮書状
- 『園太暦』観応二年一一月三日・四日・五日条。

- 『園太暦』文和元年閏二月二〇日・二一日・三月四日条。
- 氏・山田邦和氏編『平安京・京都研究叢書4 文理閣一一七~一一八頁。 拙稿「光厳上皇の皇位継承戦略と室町幕府」二〇一六年、桃崎有一郎 室町政権の首府構想と京
- (75)『園太暦』観応三(文和元)年一〇月二一日・文和二年正月七日・一
- 『園太暦』観応三年五月一八日条
- 六月五日・一九日・二三日・七月一日条。 応三年六月三日条(『史』第六編之十六、五八五頁)、『園太曆』観応三年 『玉英記抄』〈官位〉観応三年五月二七日条、『左大史匡遠宿禰記』観
- 78 『室町』一五頁。
- 前注(40)に同じ。
- 司・国主直轄領を「寺社本所領」のうちに含め、これと国司一国税務とを 三六二)。本史料に気づいて論旨に変更を生じた。記して御詫びする。 文和二年二月一三日尾張守護土岐頼康直状(『愛知県史資料編8』一 玉
- 81 『愛知県史資料編8』一三八二・一三八三・一四〇三号。

峻別して、論旨を再統一した。

- 83 『園太暦』同日条。

82

『室町』四三頁。

- 84 (10) 久水氏著書四二~四五頁。
- 本社会経済史中世篇』、市原陽子氏「室町時代の段銭について」Ⅰ る段銭制度の確立」一九七六年『日本史研究』一六七、 一九七四年『歴史学研究』四〇四・四〇五、小林保夫氏「室町幕府におけ 百瀬今朝雄氏「段銭考」一九六七年、宝月圭吾先生還曆記念会編『日 前注(6)松永氏
- (85) に同じ。

著書五八~五九頁、前注

(10) 久水氏著書四三~四四頁

三~四九頁。 同氏『室町幕府守護制度の研究上』一九六七年、東京大学出版会、三

165

- 収。 学』創刊号(同氏『室町幕府解体過程の研究』一九八五年、岩波書店所 同氏「守護領国制下における国郡支配について」一九八二年『千葉史
- 七年『史学雑誌』一一六-一一(同氏『室町幕府と地域権力』二〇一三年 吉川弘文館所収)。 同氏「室町時代の『知行主』―伊勢国司北畠氏を例として―」二〇〇
- (9) 佐藤氏前注(1)著書三二八頁
- とをお詫びする。〕 省略し、曖昧だった点について、出席者のご教示を踏まえて補正した。さら に、内容理解のため新たに副題を付した。論旨の一部に変更が生じているこ 〔録音内容そのままでは分かりにくいため、新たに起稿した。話題の一部を